

株 主 各 位

証券コード 9256
2024年6月12日
(電子提供措置の開始日2024年6月4日)

東京都新宿区高田馬場一丁目4番15号
株 式 会 社 サ ク シ ー ド
代表取締役社長 高 木 賢

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第20期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.succeed-corp.jp/ir/library/meetings/>

また、上記のウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択の上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えて書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月26日（水曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区大久保三丁目8番2号
住友不動産新宿ガーデンタワー 1階 ベルサール高田馬場
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的項目
報告事項 第20期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
- 決議事項
議案 取締役7名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

- ① 計算書類の株主資本等変動計算書
- ② 計算書類の個別注記表

事 業 報 告

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による制限が緩和され、経済活動の正常化が進んでおります。一方、不安定な国際情勢や為替変動、人件費や物流費の上昇や物価高など依然として先行きは不透明な状況です。

当社におきましては、教育・福祉業界を対象とした人材サービス及び学習塾・家庭教師などの教育サービスを事業領域としております。

教育業界におきましては、教育現場での教員の長時間労働の実態が浮き彫りになり、教員のなり手不足が深刻化しております。2024年度の教員採用試験における受験者数は約11万3千人、最終合格者は約3万9千人、全国平均の選考倍率が2.9倍となり教員人気の低下に歯止めが掛かっておりません。そのような状況を改善させるため、部活動の地域移行や外部人材の活用に注目が集まっております。また、ICT支援員におきましては、文部科学省が掲げる教育のICT化に向けた環境整備五か年計画で目標とする水準「4校1人配置」には届いておらず、新たにデジタル教育の拠点となる高校「DXハイスクール」の指定が始まるなど、デジタル人材のニーズは高まっております。

学習塾業界におきましては、少子化による市場の縮小が見込まれる中、大学入試改革等の教育制度改革が進んでおり、顧客のニーズは多様化し、より質の高い教育サービスを求める声が高まっております。そのようなニーズの変化に迅速に対応し、期待に応えるためにも、優秀な人材の確保が重要課題となっております。

福祉業界におきましては、子育て支援の充実に向けて、認定こども園増設の推進やこども誰でも通園制度の策定などが進む一方、保育士不足が深刻化しております。また保育施設が増加したことでの待機児童数が減少した地域がある一方、小学校入学後に親の働き方を変えざるを得なくなるいわゆる「小1の壁」問題が深刻さを増しており、学童保育の需要が高まっております。子育て支援事業者の社会的役割は一段と重要性を増す中、保育士や学童支援員の確保が急務となっております。

以上のような外部環境のもと、当社は「教育と福祉の社会課題を解決し、よりよい未来を創造する」ことをミッションに掲げ、教育と福祉を事業領域としておりますが、どの分野も人手不足が高い水準で続いている、当社の成長を後押しする要因となっております。一方、個別指導教室や学童の出店に対する設備投資や人的投資、家庭教師のWEBページ

改修、人材サービスの営業規模拡大に伴う広告費や人材募集費用の増加など、必要な投資を積極的に進めてまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は3,227,997千円(前期比9.8%増)、営業利益は332,232千円(同13.2%減)、経常利益は332,679千円(同16.8%減)、当期純利益は223,329千円(同17.0%減)となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりとなります。

イ. 教育人材支援事業

ICT支援員派遣サービスにおいては、教育現場のDXという環境のもとで、自治体向けサービスの受注が増加しました。部活動の運営受託サービスについても新規顧客の開拓が進み受注が増加しました。また、インバウンド需要の回復や外国人労働者の増加に伴い、日本語教育サービスの問い合わせが回復しております。一方、今後成長が期待される分野に対する積極的な人的投資による人件費が増加しました。

その結果、売上高は1,057,003千円(同24.0%増)、セグメント利益は141,930千円(同18.0%増)となりました。

ロ. 福祉人材支援事業

福祉人材サービスにおいては、人材派遣サービスの売上が順調に伸び、売上及び利益は増加しました。特に学童施設向け及び障がい児施設向けサービスの売上が前事業年度に比べ増加しました。一方、新規登録者獲得のための募集費が増加しました。

その結果、売上高は433,466千円(同9.6%増)、セグメント利益は87,873千円(同6.3%減)となりました。

ハ. 個別指導教室事業

個別指導教室事業においては、2023年6月に「本厚木校」、7月に「淵野辺校」及び千葉県初出店となる「新松戸校」、10月に「ペニタスkids中川校」を開校し、新規校舎の入塾者数が順調に増加しました。既存の校舎においても期首の在籍生徒数が前事業年度を上回ることにより授業の受講数が増加し、また初の試みである冬期合宿も寄与した結果売上が増加しました。一方、利益に関しては、コロナ禍を受け取りやめていた出店を2022年度より再開した結果、出店費用が増加し営業利益は減少しております。

その結果、売上高は1,231,957千円(同10.5%増)、セグメント利益は260,772千円(同1.9%減)となりました。

二. 家庭教師事業

家庭教師事業においては、前事業年度よりオンライン市場の拡大を見込みプロモーションを展開し、人的投資を行いました。しかしながら、増加する多様化したニーズの問い合わせに対応する体制が整っておらず、結果として期首の在籍生徒数が前事業年度を下回りました。期中にプロモーション費用を増加するとともに、自社WEBページのSEO対策を進め、増加する問い合わせに対応するための内部体制作りに注力してまいりました。

その結果、売上高は505,569千円(同12.3%減)、セグメント利益は49,653千円(同58.0%減)となりました。

事業別売上高

| 事業区分 | 第19期 (2023年3月期) (前事業年度) | | 第20期 (2024年3月期) (当事業年度) | | 前事業年度比 | |
|----------|-------------------------------|-------|-------------------------------|-------|-----------|-------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 増減率 |
| 教育人材支援事業 | 852,412千円 | 29.0% | 1,057,003千円 | 32.7% | 204,591千円 | 24.0% |
| 福祉人材支援事業 | 395,360 | 13.5 | 433,466 | 13.4 | 38,106 | 9.6 |
| 個別指導教室事業 | 1,114,756 | 37.9 | 1,231,957 | 38.2 | 117,201 | 10.5 |
| 家庭教師事業 | 576,720 | 19.6 | 505,569 | 15.7 | △71,151 | △12.3 |
| 合計 | 2,939,250 | 100.0 | 3,227,997 | 100.0 | 288,747 | 9.8 |

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は49,299千円で、主なものは次のとおりであります。

| 部 門 | 設備投資額 | 主な設備投資の内容 |
|----------|----------|-------------------------------------|
| 個別指導教室事業 | 49,299千円 | 本厚木校、淵野辺校、新松戸校、柏校及びペンタスkids中川校の新規開校 |

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 17 期 (2021年3月期) | 第 18 期 (2022年3月期) | 第 19 期 (2023年3月期) | 第 20 期 (当事業年度) (2024年3月期) |
|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円) | 1,991,875 | 2,591,171 | 2,939,250 | 3,227,997 |
| 経 常 利 益 (千円) | 265,491 | 421,437 | 399,723 | 332,679 |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 173,423 | 280,544 | 269,088 | 223,329 |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 55.94 | 87.60 | 77.31 | 63.61 |
| 総 資 産 (千円) | 1,270,461 | 2,199,017 | 2,461,929 | 2,762,172 |
| 純 資 産 (千円) | 887,959 | 1,706,922 | 1,978,011 | 2,207,336 |
| 1 株 当 タ リ 純 資 産 (円) | 286.44 | 491.14 | 565.08 | 617.38 |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第18期の期首から適用しており、第18期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 収益拡大と収益率の向上

当社の安定的な成長を確保するためには、既存事業の収益拡大と利益率の向上が重要であると認識しております。教育人材支援事業及び福祉人材支援事業においては、1.公的案件の入札やプロポーザルへの積極参加、2.取引先拡大のための法人営業の強化、3.登録者の効率的な募集を行ってまいります。個別指導教室事業においては、当社がドミナントを形成している地域でのシェア拡大、子育て世代の増加が見込まれる地域への新規出店を加速、また、広告宣伝費の見直しによる効率的な集客を行ってまいります。家庭教師事業においては、顧客満足度の向上による既存エリアでの会員数の増加、及び効率的な広告費用の投下による新規顧客の拡大を行ってまいります。

また、今後の収益の拡大を図るために、高い成長が見込まれる分野への投資を強化してまいります。

② ブランド価値の向上

当社では、更なる成長を続けていくために、ブランドとサービスの知名度を向上させ、顧客の拡大につなげていくことが重要であると認識しております。そのためには、SNS等を活用したマーケティングを強化し、認知度の向上と顧客の拡大を図ってまいります。

③ 人材の採用と育成

当社の今後の継続成長を支えるためには、優秀な人材の確保が重要であり、当社の企業文化に合致した人材の採用と既存社員も含めた全社員の能力及び意欲向上が重要と認識しております。そのためには、優秀な人材の確保に向けた多面的な採用活動を進めるとともに、社員が継続して働くための人事制度の確立や福利厚生の充実、継続的な賃金の改定等を行ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

| 事 業 区 分 | 事 業 内 容 |
|-----------------|--------------------------|
| 教 育 人 材 支 援 事 業 | 家庭、学習塾、学校等に向けた教育関連人材サービス |
| 福 祉 人 材 支 援 事 業 | 保育施設、学童施設等に向けた福祉人材サービス |
| 個 別 指 導 教 室 事 業 | 少人数制の学習塾の経営 |
| 家 庭 教 師 事 業 | 個人向け家庭教師サービス |

(6) 主要な営業所（2024年3月31日現在）

| | |
|-----|--------|
| 本 社 | 東京都新宿区 |
|-----|--------|

(7) 使用人の状況（2024年3月31日現在）

| 使用人数（人） | 平均年齢（歳） | 平均勤続年数（年） |
|---------|---------|-----------|
| 86 | 33.2 | 4.2 |

| 事 業 区 分 | 使用人数 | 前事業年度末比増減 |
|-----------------|------|-----------|
| 教 育 人 材 支 援 事 業 | 19名 | 1名減 |
| 福 祉 人 材 支 援 事 業 | 6 | 2名減 |
| 個 別 指 導 教 室 事 業 | 41 | 12名増 |
| 家 庭 教 師 事 業 | 8 | 2名減 |
| 全 社 (共 通) | 12 | — |
| 合 計 | 86 | 7名増 |

- (注) 1. 使用人数にはパートタイマー、アルバイト及び派遣社員は含んでおりません。
2. 全体（共通）として記載されている従業員数は、マーケティング部及び管理部に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,574,950株
- (3) 株主数 1,342名
- (4) 大株主

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-----------|------------|---------|
| 高木 育 | 2,100,000株 | 58.7% |
| 佐藤 幹雄 | 250,000 | 7.0 |
| 石川 修一 | 150,000 | 4.2 |
| 前原 裕明 | 150,000 | 4.2 |
| 光通信株式会社 | 76,800 | 2.1 |
| 松井証券株式会社 | 73,400 | 2.1 |
| 東京短資株式会社 | 59,000 | 1.7 |
| 佐藤 純 | 50,000 | 1.4 |
| 森 峰 志 | 50,000 | 1.4 |
| 株式会社SBI証券 | 38,900 | 1.1 |

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日における新株予約権の状況

| | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|------------------------|----------------------------------|---|
| 発行決議日 | 2021年3月30日 | 2021年6月30日 |
| 新株予約権の数 | 600個 | 500個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 普通株式 15,000株 (新株予約権1個につき25株) | 普通株式 12,500株 (新株予約権1個につき25株) |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない | 新株予約権1個当たり437円 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり 6,200円 (1株当たり248円) | 新株予約権1個当たり 7,200円 (1株当たり288円) |
| 権利行使期間 | 2023年3月31日から 2031年3月30日まで | 2023年7月1日から 2031年6月30日まで |
| 行使の条件 | (注) 2 | (注) 3 |
| 役員の保有状況 | 取締役 (社外取締役を除く) | 新株予約権の数 600個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 2名 |
| | 社外取締役 | 新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名 |
| | 監査役 | 新株予約権の数 500個 目的となる株式数 12,500株 保有者数 3名 |

- (注) 1. 2021年8月27日付で、普通株式1株につき25株の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
2. (1) 当社の取締役、使用人として新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、使用人の地位を有しているものとする。但し、任期満了による退任、又は、定年退職等、正当な理由があると当社が取締役会の決議により認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の全部又は一部（但し、1株の整数倍とする）を行使することができる。
- (3) 新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (4) その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
3. (1) 当社の役員・従業員として本新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の役員・従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職等、正当な事由があると当社が取締役会の決議により認めた場合にはこの限りでない。
- (2) 本新株予約権の割当を受けた者は、本新株予約権の全部又は一部（但し、1株の整数倍とする。）

を行使することができる。

- (3) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- (4) 当社株式の価格がa. に定める「ノックアウト・バリア判定期間」の間、一度でもb. に定める「ノックアウト・バリア価格」を下回った場合、当社は、当社の取締役会が定める取得日において、被割当者の新株予約権を無償で取得することができる。
 - a. ノックアウト・バリア判定期間は、2021年7月2日から2031年6月30日までとする。
 - b. ノックアウト・バリア価格は、金273円とする。
- (5) その他権利行使の条件については、当社本株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と本新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------|------|-------------------------|
| 代表取締役社長 | 高木毅 | |
| 取締役 | 石川修一 | 個別指導教室事業部部長 |
| 取締役 | 前原裕明 | 福祉人材支援事業部部長 |
| 取締役 | 森峰志 | 人事広報部部長兼マーケティング部部長 |
| 取締役 | 泓田翔平 | 教育人材支援事業部部長 |
| 取締役 | 植田庸平 | 管理部部長 |
| 取締役 | 佐藤純 | 株式会社フライヤー監査役、JPH株式会社監査役 |
| 常勤監査役 | 松島茂樹 | |
| 監査役 | 早川淳一 | 早川淳一税理士事務所所長 |
| 監査役 | 嵯峨谷巖 | 嵯峨谷法律事務所所長 |

- (注) 1. 取締役佐藤純氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役松島茂樹氏、監査役早川淳一氏及び嵯峨谷巖氏は、社外監査役であります。
3. 監査役早川淳一氏は税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の全ての取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、贈収賄などの犯

罪行為や意図的に違法行為を行った場合には補償対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年5月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本報酬に関する方針

取締役の報酬等は、株主総会により決定した報酬枠の範囲内で、取締役会により委任を受けた代表取締役が決定する。

ロ. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬としての賞与は、単年度業績を反映した金銭報酬として前年度の当期純利益等に基づき、支給の有無と支給の場合の総額を決定し、個人別支給額を算出する。

ハ. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等を支給しないため、該当なし。

二. 報酬等の割合に関する方針

上記、ロ. 及びハ. がないため、該当なし。

ホ. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

株主総会決議を経て選任された取締役について、同株主総会開催月の翌月末日までに取締役の個人別の年額報酬（業績連動報酬でないもの）を決定し、当該年額報酬を支給対象月にて除した金額を毎月支給する。

また、業績連動報酬としての賞与の支払は、年1回社内での決裁手続きを経て、定時株主総会終了後に支給する。

ヘ. 報酬等の決定の委任に関する事項

- 委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位及び担当

代表取締役社長 高木毅

- 委任する権限の内容

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部

- 委任を受ける者により委任される権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容

取締役会決議に基づき代表取締役社長が、その具体的な内容について委任を受ける。

ト. 上記のほか報酬等の決定に関する事項
該当なし

(②) 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区分 | 報酬等の総額 | 報酬等の種類別の総額 | | | 対象となる役員の員数 |
|------------------|---------------------|---------------------|------------|------------|------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 77,265千円 (3,225) | 77,265千円 (3,225) | －千円 (－) | －千円 (－) | 7名 (1) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 10,275 (10,275) | 10,275 (10,275) | － | － | 3 (3) |
| 合計 (うち社外役員) | 87,540 (13,500) | 87,540 (13,500) | － (－) | － (－) | 10 (4) |

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2017年6月16日開催の第13期定時株主総会において年額300,000千円以内（うち、社外取締役年額30,000千円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は1名）です。
2. 監査役の金銭報酬の額は、2017年6月16日開催の第13期定時株主総会において年額100,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。
3. 取締役会は、代表取締役社長高木毅に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役佐藤純氏は、株式会社フライヤー監査役及びJPH株式会社監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役早川淳一氏は、早川淳一税理士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役嵯峨谷巖氏は、嵯峨谷法律事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| | | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-----|---------|--|
| 取締役 | 佐 藤 純 | 社外取締役に就任以降、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、主に公認会計士の観点から専門的知見に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 | 松 島 茂 樹 | 社外監査役に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、主に企業経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度開催の監査役会の全回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |
| 監査役 | 早 川 淳 一 | 社外監査役に就任以降、税理士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、主に税理士の観点から専門的知見に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度開催の監査役会の全回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |
| 監査役 | 嵯 峨 谷 巖 | 社外監査役に就任以降、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、主に弁護士の観点から専門的知見に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度開催の監査役会の全回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 21,420千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,420千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(7) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

①処分対象

太陽有限責任監査法人

②処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。
ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

③処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び使用人が遵守すべき社内規程等を定め、法令、定款等への適合体制を確立する。
- ロ. 取締役は、他の取締役又は使用人の職務の執行が法令又は定款に適合していない事実を発見した場合、取締役会及び監査役会に報告する。監査役会は、取締役の職務の執行について監査する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款及び文書管理規程等の社内規程、方針に従い、文書（紙又は電磁的媒体）に記録して適切に保管及び管理する体制を整える。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 経営上の重要事項に係るリスクについては、取締役会において十分な協議を行う。
- ロ. 信用リスク、情報漏洩リスク等、個別のリスクについては、それぞれ社内規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会において適切な管理を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 定時及び臨時の取締役会を開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、業務執行に係わる重要な意思決定を機動的に行うとともに、取締役の業務執行の状況を監督する。
- ロ. 職務執行に関する権限及び責任については、取締役会規程、組織規程、職務権限規程等の社内規程で定め、隨時見直すものとする。

⑤ 監査役会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、合理的な範囲で監査役会の会議事務局がその任にあたるものとし、当該使用人は取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとする。

- ⑥ 監査役会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役会の職務を補助すべき使用人を置いた場合には、当該使用人に対して、監査役会の指揮命令に従う旨を周知徹底する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制
取締役及び使用人は、その分掌業務において会社に著しい損害を与える事実並びに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合、法令及び社内規程に定める方法により、速やかに監査役会に適切な報告を行う。
- ⑧ 監査役会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
当社の監査役会へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生ずる費用は、会社法第399条の2第4項に基づき適切に処理する。
- ⑩ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 監査役会は、定期・不定期を問わず、当社におけるコンプライアンス及びリスク管理への取り組み状況その他経営上の課題について代表取締役その他取締役と情報交換を行い、取締役及び監査役会の意思疎通を図る。
 - ロ. 監査役会は、定期・不定期を問わず、内部監査担当及び監査法人等と情報の共有並びに意見交換の場を設けることとし、内部監査担当及び監査法人等との意思疎通を図る。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本方針
反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で臨み、一切の関係を持たず、一切の不当な要求等に応じないことを基本方針とし、平素から外部専門機関との緊密な連携をとり、担当部門を決めて全社全体として組織的に対処する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当者がモニタリングし、改善を行っております。

② 法令順守及びリスク管理に対する取り組み

「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、当社のリスクの抽出・評価の上、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会を開催し、リスクごとの管理策を検討しております。

③ 取締役の職務執行

当社は取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するため、当社取締役をメンバーとする会議を毎月1回開催し、各取締役の管掌部門の月次業績レビューを行っております。

④ 監査役監査の実効性の確保のための取り組み

監査役は取締役会への出席、常勤監査役による経営会議及びその他の重要会議への出席を通じて、内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、常勤監査役は、代表取締役社長及び内部監査担当者と会合を行うことで、情報交換及び相互の意思疎通を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当につきましては、業績及びキャッシュ・フローの状況、並びに配当性向及び配当金額を総合的に勘案しながら、配当水準を継続的に向上していきたいと考えております。また、内部留保金につきましては、事業拡大や今後の事業成長を長期的に維持するための設備投資及び人的投資に活用してまいります。

当社は、会社法第459条の規定に基づき、剰余金の配当を株主総会の決議によらず、取締役会の決議で行うことができる旨を定款に定めております。

当期の期末配当につきましては、2024年5月9日の取締役会決議において、当社普通株式1株につき14円とし、支払開始日を2024年6月13日といたしました。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流 動 資 産 | 2,508,270 | 流 動 負 債 | 503,877 |
| 現 金 及 び 預 金 | 2,292,687 | 未 払 金 | 197,408 |
| 売 掛 金 | 193,525 | 預 金 | 31,073 |
| 貯 壊 品 | 5 | 契 約 負 債 | 90,988 |
| 前 払 費 用 | 25,801 | 未 払 消 費 税 等 | 56,517 |
| そ の 他 | 331 | 未 払 費 用 | 37,283 |
| 貸 倒 引 当 金 | △4,080 | 未 払 法 人 税 等 | 60,533 |
| 固 定 資 産 | 253,902 | 賞 与 引 当 金 | 25,497 |
| 有 形 固 定 資 産 | 130,692 | そ の 他 | 4,574 |
| 建 物 | 127,044 | 固 定 負 債 | 50,959 |
| 構 築 物 | 910 | 資 産 除 去 債 務 | 50,959 |
| 工具、器 具 及 び 備 品 | 770 | 負 債 合 計 | 554,836 |
| そ の 他 | 1,967 | (純 資 産 の 部) | |
| 無 形 固 定 資 産 | 576 | 株 主 資 本 | 2,207,117 |
| ソ フ ト ウ エ ア | 576 | 資 本 金 | 337,098 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 122,632 | 資 本 剰 余 金 | 277,098 |
| 敷 金 | 79,772 | 資 本 準 備 金 | 277,098 |
| 長 期 滞 留 債 権 | 12,099 | 利 益 剰 余 金 | 1,592,921 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 31,818 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 1,592,921 |
| そ の 他 | 11,040 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 1,592,921 |
| 貸 倒 引 当 金 | △12,099 | 新 株 予 約 権 | 218 |
| 資 産 合 計 | 2,762,172 | 純 資 産 合 計 | 2,207,336 |
| | | 負 債 純 資 産 合 計 | 2,762,172 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高 | | 3,227,997 |
| 売 上 原 価 | | 2,649,926 |
| 売 上 総 利 益 | | 578,071 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 245,838 |
| 営 業 利 益 | | 332,232 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 損 害 賠 償 金 | 440 | |
| そ の 他 | 6 | 446 |
| 経 常 利 益 | | 332,679 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 332,679 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 114,485 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △5,134 | 109,350 |
| 当 期 純 利 益 | | 223,329 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

(単位：千円)

| 資本金 | 株主資本 | | | | | 新株予約権 | 純資産合計 | | |
|---------------------|---------|---------|----------|-----------|-----------|-----------|---------------|--|--|
| | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | | | | |
| | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | | | |
| 当期首残高 | 334,100 | 274,100 | 274,100 | 1,369,592 | 1,369,592 | 1,977,792 | 218 1,978,011 | | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 2,998 | 2,998 | 2,998 | | | 5,996 | 5,996 | | |
| 当期純利益 | | | | 223,329 | 223,329 | 223,329 | 223,329 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | 2,998 | 2,998 | 2,998 | 223,329 | 223,329 | 229,325 | — 229,325 | | |
| 当期末残高 | 337,098 | 277,098 | 277,098 | 1,592,921 | 1,592,921 | 2,207,117 | 218 2,207,336 | | |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～20年

工具、器具及び備品 5年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(2) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込実績額により計上しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は主に役務の提供であり、顧客との契約に基づいて教育及び福祉に係るサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、顧客が便益を享受する一時点において充足されると判断し、サービスの提供時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 130,692千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社が保有する有形固定資産について、現状の事業環境を踏まえた将来キャッシュ・フローの総額を見積り、割引前将来キャッシュ・フローの総額が有形固定資産の帳簿価額を下回る場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値を回収可能価額として帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。なお、将来キャッシュ・フローに使用される前提是、各事業部における事業計画に基づいております。しかしながら、これらの見積り及び当該見積りに用いられた仮定は不確実性を伴うものであるため、予測不能な前提条件の変化などにより事業計画が実際の結果と異なった場合には、翌事業年度の計算書類において、有形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 84,695千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,574,950株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

該当事項はありません。

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (総額) | 一株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-------------------|-------|-------|----------------|------------------|----------------|----------------|
| 2024年5月9日 取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 50,049千円 | 14円 | 2024年 3月31日 | 2024年 6月13日 |

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 43,800株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、事業活動を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金は主として自己資金で充足しております。

また、一時的な余資の運用は短期的な預金等に限定しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、1か月以内の支払期日であります。

敷金については、差入先の信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、管理部が取引相手ごとに期日及び残高を報告連携することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、原則として必要資金は自己資金により賄っており、一時的な余資の運用は短期的な現預金等により、手許流動性を維持、管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------|----------|----------|----------|
| ① 敷金 | 79,772千円 | 78,589千円 | △1,183千円 |
| ② 長期滞留債権（※） | 12,099 | 12,099 | |
| 貸倒引当金 | △12,099 | △12,099 | |
| | — | — | — |
| 合計 | 79,772 | 78,589 | △1,183 |

※長期滞留債権は、全額貸倒引当金を計上しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区分 | 時価 | | | |
|----------|------|----------|------|----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| ① 敷金 | 一千円 | 78,589千円 | 一千円 | 78,589千円 |
| ② 長期滞留債権 | — | 12,099 | — | 12,099 |
| 貸倒引当金 | — | △12,099 | — | △12,099 |
| | — | — | — | — |
| 合計 | — | 78,589 | — | 78,589 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

① 敷金

これらの時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

② 長期滞留債権

これらの時価は、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込み額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積り高を設定する方法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|-----------------|----------|
| 資産除去債務 | 15,606千円 |
| 賞与引当金 | 7,808千円 |
| 未払事業税 | 4,642千円 |
| 貸倒引当金 | 7,123千円 |
| その他 | 5,217千円 |
| 繰延税金資産合計 | 40,398千円 |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △8,579千円 |
| 繰延税金負債合計 | △8,579千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 31,818千円 |

9. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社は、教育人材支援事業、福祉人材支援事業、個別指導教室事業及び家庭教師事業を営んでおり、各事業の主な財又はサービスの種類は、人材紹介手数料・人材派遣料、及び授業料であります。また、各事業の売上高は、教育人材支援事業1,057,003千円、福祉人材支援事業433,466千円、個別指導教室事業1,231,957千円及び家庭教師事業505,569千円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

| | 当事業年度 |
|---------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 175,268千円 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 193,525 |
| 契約負債（期首残高） | 79,485 |
| 契約負債（期末残高） | 90,988 |

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 617円38銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 63円61銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月28日

株式会社サクシード
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金子勝彦 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 清水幸樹 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サクシードの2023年4月1日から2024年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月28日

株式会社サクシード 監査役会
常勤監査役 松 島 茂 樹 印
社外監査役 早 川 淳 一 印
社外監査役 嵐 峰 谷 巍 印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役 7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所持する 当社の株式数 |
|---|--------------------------------------|---|----------------|
| 1 | たか ぎ つよし 高木毅 (1967年8月16日) | 1992年4月 国際証券株式会社入社 1994年4月 株式会社タートルジヤパン入社 1997年4月 同社取締役 2004年4月 当社設立 当社代表取締役社長（現任） | 2,100,000株 |
| 【選任理由】 高木毅氏を取締役候補者とした理由は、当社設立以来代表取締役社長として経営を担い、豊富な経験と実績を有しております。また、企業価値向上に資する様々な経営課題に対し着実に取り組んでおり、今後も強いリーダーシップが期待できることから、取締役候補者といたしました。 | | | |
| 2 | いし かわ しゅう いち 石川修一 (1972年2月28日) | 1993年4月 株式会社タートルジヤパン入社 2000年9月 株式会社ノーバス入社 2004年10月 当社入社 2005年4月 当社個別指導教室事業部部長 2006年12月 当社取締役個別指導教室事業部部長（現任） | 150,000株 |
| 【選任理由】 石川修一氏を取締役候補者とした理由は、入社以来個別指導教室事業に携わり、幅広い業務経験及び知識を有しております。現在は個別指導教室事業部部長として事業部全体を牽引し、当社主力事業の拡大のための新規出店の中心的役割を担っております。これらの経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。 | | | |
| 3 | まえ はら ひろ あき 前原裕明 (1972年12月25日) | 2000年2月 株式会社タートルジヤパン入社 2007年5月 当社入社 2008年6月 当社取締役管理部部長 2023年4月 当社取締役福祉人材支援事業部部長 2024年4月 当社取締役家庭教師事業部部長（現任） | 150,000株 |
| 【選任理由】 前原裕明氏を取締役候補者とした理由は、入社以来家庭教師事業及び管理部に携わり、新規事業の立ち上げや人事制度設計、コンプライアンス体制の整備に取り組むなど、幅広い業務経験及び知識を有しております。現在は家庭教師事業部部長として事業部全体を牽引し、当社主力事業の拡大、新規事業推進の中心的役割を担っております。これらの経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。 | | | |

| 候補者番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所持する 当社の株式数 |
|--|---------------------------------------|--|----------------|
| 4 | もり 森 たか 峰 し (1980年3月24日) | 2008年6月 当社入社 2013年4月 当社教育人材支援事業部部長 2017年6月 当社取締役教育人材支援事業部部長 2020年4月 当社取締役福祉人材支援事業部部長 2022年4月 当社取締役人事広報部部長（現任） 2023年4月 当社取締役マーケティング部部長（現任） 2024年4月 当社取締役福祉人材支援事業部部長（現任） | 50,000株 |
| 【選任理由】 森峰志氏を取締役候補者とした理由は、入社以来教育人材支援事業や福祉人材支援事業に携わるなど、幅広い業務経験及び知識を有しております。現在は人事広報部部長、マーケティング部部長、福祉人材支援事業部部長として事業部全体を牽引し、当社主力事業の拡大、新規事業推進の中心的役割を担っております。これらの経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。 | | | |
| 5 | ふけ 泓 だ しょう へい 田 翔 平 (1988年1月5日) | 2012年4月 当社入社 2020年4月 当社教育人材支援事業部部長 2021年6月 当社取締役教育人材支援事業部部長（現任） | 5,000株 |
| 【選任理由】 泓田翔平氏を取締役候補者とした理由は、入社以来個別指導教室事業、教育人材支援事業に携わり、豊富な経験及び知識を有しております。現在は教育人材支援事業部部長として事業部全体を牽引し、当社主力事業の拡大、新規事業推進の中心的役割を担っております。これらの経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。 | | | |
| 6 | うえ 植 だ よう へい 田 庸 平 (1980年11月8日) | 2007年12月 あずさ監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所 2011年9月 公認会計士登録（現任） 2020年4月 当社入社 2021年4月 当社経営企画部部長 2021年6月 当社取締役経営企画部部長 2022年4月 当社取締役財務経理部部長 2023年4月 当社取締役管理部部長（現任） | — |
| 【選任理由】 植田庸平氏を取締役候補者とした理由は、公認会計士として専門的な知識と幅広い経験を有しております。現在は管理部部長として当社成長戦略の立案、推進の中核を担っており、経済状況や事業環境の変化に迅速に対応し、財務及び戦略に関する適切な経営を実践するとともに、情報管理体制の強化やコーポレート・ガバナンスの強化の中心的役割を担っております。これらの経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。 | | | |

| 候補者番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所持する 当社の株式数 |
|-------|----------------------|---|----------------|
| 7 | 佐藤純 (1974年11月1日) | <p>2001年10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所</p> <p>2005年4月 公認会計士登録 (現任)</p> <p>2016年6月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>2019年3月 株式会社スカイパレスアソシエイツ取締役</p> <p>2019年5月 株式会社リオ・ホールディングス取締役・監査等委員</p> <p>2021年9月 株式会社フライヤー監査役 (現任)</p> <p>2023年9月 JPH株式会社監査役 (現任)</p> | 50,000株 |

【選任理由及び期待される役割の概要】
 佐藤純氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として豊富な経験と幅広い見識を有しております、当社のコーポレート・ガバナンス体制強化が適切に行われ、当社の持続的な成長と企業価値向上に資することが期待されるため、適任であると判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高木毅氏は、当社の大株主であり親会社等に当たります。
3. 佐藤純氏は、社外取締役候補者であります。
4. 佐藤純氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
5. 当社は、佐藤純氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含みます。）等に起因して、被保険者が被る損害（防衛費用、損害賠償金及び和解金）を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法令違反の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、佐藤純氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区大久保三丁目8番2号
住友不動産新宿ガーデンタワー1階
ベルサール高田馬場

交通 J R高田馬場駅戸山口より徒歩約4分
西武新宿線高田馬場駅戸山口より徒歩約5分
東京メトロ東西線高田馬場駅5番出口より徒歩約6分
東京メトロ副都心線西早稲田駅2番出口より徒歩約7分



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。